

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「2法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準（以下「役員報酬等支給基準」という。）の変更について、2法人から知事に届出があり、平成24年1月17日付けで知事から当評価委員会に通知（資料3-2）があったため、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

- 評価委員会は、役員報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。（地方独立行政法人法49条2項）
- 役員報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。（同法48条1項）
- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。（同法48条3項）

1 変更の趣旨

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「3法人」という。）の常勤役員の報酬については、法人設立時において、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員（以下「国指定職」という。）及びこれに準じて定められている岐阜県の教育職給料表（一）6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めている。

今般、人事院により国指定職の俸給表（俸給月額）の引き下げが勧告され（給与改定は未実施）、それに準拠して岐阜県教育職給料表（一）6級の引き下げがあり、2法人においては、その改定内容を参考に、役員報酬等支給基準のうち、常勤役員の基本報酬の額を変更したもの。

2 変更内容

(1) 基本報酬（月額）

| | | 変更前 (H22 人勸) | 変更後 (H23 人勸) | 備考 |
|--------------|------|--------------|--------------|--------------------|
| 総合医療センター | 理事長 | 863,140 円 以内 | 859,020 円 以内 | 地域手当(3%)相当額を含む。 |
| | 副理事長 | 803,400 円 以内 | 799,280 円 以内 | |
| | 理事 | 745,720 円 以内 | 741,600 円 以内 | |
| 下呂温泉病院 | 理事長 | 838,000 円 以内 | 834,000 円 以内 | |
| | 副理事長 | 780,000 円 以内 | 776,000 円 以内 | |
| | 理事 | 724,000 円 以内 | 720,000 円 以内 | |
| (参考) 国指定職 | 3号俸 | 838,000 円 | 834,000 円 | H23 人勸に基づく給与改定は未実施 |
| | 2号俸 | 780,000 円 | 776,000 円 | |
| | 1号俸 | 724,000 円 | 720,000 円 | |

(2) 賞与支給割合（月数）

| | | 変更前(H22 人勸) | 変更後(H23 人勸) | 備考 |
|--------------|-----|-------------|-------------|-----------------|
| 総合医療 センター | 6月 | 1.40 | 1.40 | |
| | 12月 | 1.55 | 1.55 | |
| | 計 | 2.95 | 2.95 | |
| 下呂温泉 病院 | 6月 | 1.40 | 1.40 | |
| | 12月 | 1.55 | 1.55 | |
| | 計 | 2.95 | 2.95 | |
| (参考) 国指定職 | 6月 | 1.40 | 1.40 | 期末0.625+勤勉0.775 |
| | 12月 | 1.55 | 1.55 | 期末0.775+勤勉0.775 |
| | 計 | 2.95 | 2.95 | 期末1.400+勤勉1.550 |

3 変更後の基準の適用年月日

平成24年1月1日（変更日：平成23年12月13日[総合]、同月22日[下呂]）

4 変更後の役員報酬等支給基準

資料3-2のとおり

5 参考事項

- (1) 現在、3法人の常勤役員はすべて職員を兼務し、職員給与の支給を受けているため、常勤役員報酬の支給の対象となる者はいない。
- (2) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院は、国指定職の俸給表（俸給月額）に関する勧告及びそれに準拠した岐阜県教育職給料表（一）6級の変更に関係なく、別途必要に応じて見直しを行うこととしており、昨年に引き続き役員報酬等支給基準の変更は行わない。

○地方独立行政法人法

（役員報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下…「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の person 費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の person 費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。